

報告第17号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和6年8月29日提出

石垣市長 中山 義 隆

健全化判断比率

(令和5年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断	—	—	7.0	55.6
早期健全化基準	12.73	17.73	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字又は連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

(令和5年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
港湾事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足額が発生していないことを表す。

石 監 第 3 5 号
令和 6 年 8 月 20 日

石垣市長 中 山 義 隆 様

石垣市監査委員 前 原 博 一
同 石 垣 達 也

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠し、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和6年7月31日から同年8月20日まで

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

(1) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円・%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	349,271
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	2
	石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	7,926
合 計		357,199

当年度の一般会計等における実質収支額は、3億5,719万9千円の黒字となっている。

一般会計における寄附金及び諸収入等の歳入減により、実質黒字額は前年度10億516万5千円と比べ、6億4,796万6千円の減少となっている。

(単位：千円・%)

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和5年度	△357,199	15,606,040	△2.28	12.73	20.00
令和4年度	△1,005,165	15,235,612	△6.59	12.76	20.00
増 減	△647,966	370,428	△4.31	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の12.73%を下回っている。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、前記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支・剰余金額
一 般 会 計	349,271
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	2
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	7,926
小 計	357,199
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	7,970
介護保険事業特別会計	144,429
後期高齢者医療事業特別会計	3,955
小 計	156,354
法適用企業	
水道事業会計	2,553,023
下水道事業会計	623,938
小 計	3,176,961
法非適用企業	
港湾事業特別会計	93,264
小 計	93,264
合 計	3,783,778

すべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は 37 億 8,377 万 8 千円となる。

前年度の実質収支及び剰余金合計額 50 億 3,921 万円と比べ、12 億 5,543 万 2 千円減少となっている。主な要因は、下水道事業会計 1 億 3,337 万 9 千円、後期高齢者医療事業特別会計が 95 万 6 千円増加したものの、一般会計 6 億 1,915 万 7 千円、水道事業会計 3 億 5,229 万 7 千円、国民健康保険特別会計 2 億 3,538 万 9 千円、外 3 件の特別会計が減少したことによる。

(単位：千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	連結実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和 5 年度	△3,783,778	15,606,040	△24.24	17.73	30.00
令和 4 年度	△5,039,210	15,235,612	△33.07	17.76	30.00
増 減	△1,255,432	370,428	△8.83	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額及び剰余金額は黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を

示しており、早期健全化基準の 17.73%を下回っている。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した 3 か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

(単位：千円・%)

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
公債費に係る一般財源 (元利償還金－特定財源)	2,082,902	2,042,992	1,992,716
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	566,301	500,827	548,829
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	0	0	0
一時借入金の利子	60	1	1
計 (A)	2,649,263	2,543,820	2,541,546

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,440,126	1,392,815	1,304,565
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	262,966	140,521	280,751

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	15,606,040	15,235,612	15,271,404
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率（単年度） $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	6.8	7.3	6.9
---	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3 か年度平均)	令和 5 年度 (R5～R3)	令和 4 年度 (R4～R2)	増減
	7.0	7.0	0

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は 6.8%で、前年度より 0.5 ポイント低下しているが、3 か年度の平均を示す実質公債費比率は 7.0%で、前年度からの変動はない。

当年度の実質公債費比率 7.0%は、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

(単位：千円・%)

区 分		令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
将来負担額 (A)		33,098,932	33,636,282	△537,350
地方債の現在高	(a)	27,954,030	27,958,708	△4,678
債務負担行為に基づく支出予定額	(b)	536	643	△107
公営企業債等繰入見込額	(c)	5,144,366	5,676,931	△532,565
退職手当負担見込額	(d)	0	0	0
設立法人の負債額等負担見込額	(e)	0	0	0

充当可能財源 (B)		25,368,650	25,225,879	142,771
充当可能基金	(f)	6,322,553	6,051,813	270,740
充当可能特定歳入	(g)	918,116	818,396	99,720
基準財政需要額算入見込額	(h)	18,127,981	18,355,670	△227,689

標準財政規模 (C)	15,606,040	15,235,612	370,428
------------	------------	------------	---------

算入公債費等の額 (D)	1,703,092	1,533,336	169,756
--------------	-----------	-----------	---------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C+D)\} \times 100$	55.6	61.3	△5.7
-------------------------------------	------	------	------

早期健全化基準	350.0
---------	-------

※ 算入公債費等の額 (D) は、前ページ (B) と (C) の合計である。

当年度の将来負担比率は 55.6%で、前年度より約 5.7 ポイント低下した。これは前年度に比べ、主に公営企業債等繰入見込額が 5 億 3,256 万 5 千円減少し、充当可能基金が 2 億 7,074 万円増加した結果である。早期健全化基準の 350.0%は下回っている。

(2) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

①実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、算出された数値もマイナス値を示し、前年度に

比べ 4.31 ポイント低下したが、早期健全化基準の 12.73%を下回り、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率は、一般会計からの繰入金により黒字化しており、すべての会計において実質赤字額は生じておらず、マイナス値を示している。前年度に比べ 8.83 ポイント低下したが、早期健全化基準の 17.73%を下回り良好な状態にあると認められる。

③実質公債費比率は、単年度比率で前年度に比べ 0.5 ポイント低下、3 か年度の平均を示す比率は前年度から変動がなく、早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率は、下水道における公営企業債等の減少に加え、充当可能基金の増加により前年度に比べ 5.7 ポイント低下し、早期健全化基準の 350.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

当年度の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回り、良好である。将来負担額については、公営企業債等繰入見込額が前年度より 5 億 3,256 万 5 千円減少し 51 億 4,436 万 6 千円となったため、昨年引き続き将来負担比率は減少している。

今後もクリーンセンター基幹改良工事費や北部地区子育て支援施設整備工事費による増加、高齢化の進展に伴う社会保障費など義務的経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う大規模修繕や更新による維持管理費の増加などが見込まれており、長期的に影響を及ぼすものと考えられる。当年度の自主財源は、市税並びに使用料及び手数料等の増加により前年度を上回ったが、今後も社会情勢や景気動向を注視しながら様々な状況変化に柔軟に対応できるよう、積極的な自主財源の確保に取り組むとともに、合理的な歳出削減を行うなどより一層の効率化を図り、健全な財政運営に努めていただくよう望むものである。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 5 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 3 号）に準拠し、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和 6 年 7 月 31 日から同年 8 月 20 日まで

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

資金不足比率は、公営企業等の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとみなされる。

(単位：千円・%)

会計名	区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
水道事業会計	資金剰余金	△2,553,023	△2,905,320	△352,297
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,465,294	1,459,722	5,572
	資金不足比率	△174.2	△199.0	△24.8
下水道事業会計	資金剰余金	△623,938	△490,559	133,379
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	161,667	156,628	5,039
	資金不足比率	△385.9	△313.2	72.7
港湾事業特別会計	資金剰余金	△93,264	△213,340	△120,076
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	339,475	355,615	△16,140
	資金不足比率	△27.4	△59.9	△32.5

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めている。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

当年度の資金不足比率について、一般会計からの繰入金により黒字化しており、いずれの事業会計も資金不足は生じていない。また、資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準の 20.00%を下回り、公営企業等の経営は概ね良好な状態にあると認められる。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

